

守山漁協からのエリ漁業の試験操業申し出について

令和5年に予定している漁業権の切り替えに向けて、新たな漁場でのエリ漁業の試験操業を可能とするべく特別採捕の取扱基準を定めて沿湖各漁協あて通知したところ、守山漁協から下記により試験操業に取り組みたい旨の申し出があった。

- 現状の漁場の生産性が低下してきている
- 行使者が減少する見込みがあり、エリの統数は減少させたい
- 岸沿いは釣り船の航行が増加しておりトラブルが懸念される
- 漁場の整理統合に向けて現在利用していない場所での生産性を確認したい

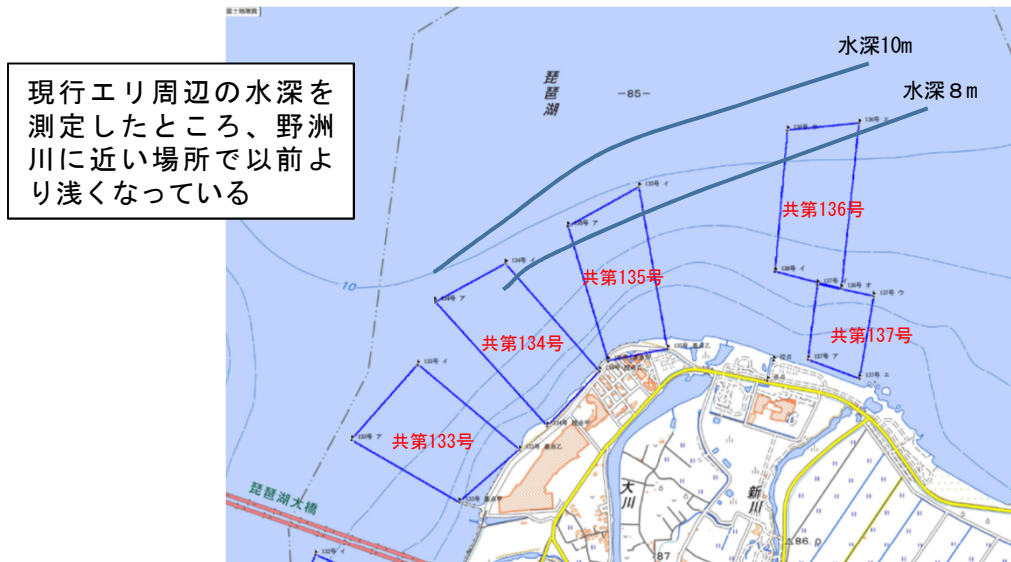


図1.漁場周辺の現況図

当該漁協が管理する漁業権漁場のうち、琵琶湖大橋北側の共第133号から共第137号に至る漁場周辺では、野洲川からの流入に影響すると思われる湖底の堆積により、水深が浅くなってきていることが窺えた。

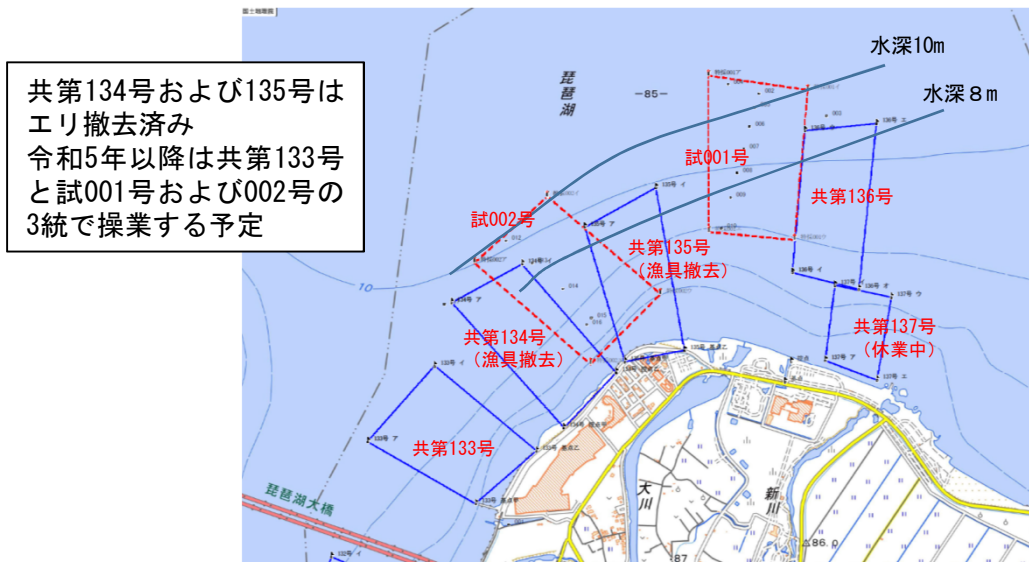


図2.試験操業漁場の位置図

申し出の内容は、試験操業漁場での水深を確保してエリ漁業の生産性向上を図るものとされている。また、当該漁協の将来計画では、令和5年の漁業権免許切り替えにおいて、現状の5漁場5統のエリを統廃合して3統で操業することとしている。

これら漁業の現状と漁場周辺の状況から、今回の申し出の内容は試験操業として妥当であると認められた。